

令和元年生駒市教育委員会

第9回定例会 議案

令和元年9月24日

生駒市教育委員会

令和元年生駒市教育委員会（第9回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第14号	平成30年度決算報告について	1
報告第15号	令和元年度奈良県学習状況調査の結果について	2
報告第16号	生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第29号	生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改正について	4

報告第14号

平成30年度決算報告について

平成30年度決算報告について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和元年9月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

報告第15号

令和元年度奈良県学習状況調査の結果について

令和元年度奈良県学習状況調査の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和元年9月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

報告第16号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則について、
生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒
市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和元年9月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則
生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則第
21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表液晶プロジェクター大の項の次に次のように加える。

モバイルルーター	1台210円
----------	--------

別表第2の4の表液晶プロジェクター小の項の次に次のように加える。

モバイルルーター	1台210円
----------	--------

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 29 号

生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の
改正について

生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改正について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年9月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（案）

平成 31 年 3 月 14 日

令和元年 9 月 24 日改正

生駒市教育委員会

1. 趣旨

本市では、学校における働き方改革を進めるため、附属機関として設置した「生駒市学校教育のあり方検討委員会」において、具体的な取組についての調査審議を重ね、昨年 1 2 月に同検討委員会から答申を受けた。その後、本答申を踏まえ、教育委員会において、「教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム」を策定したところである。

また、文部科学省は、平成 3 1 年 1 月 2 5 日に「学校における働き方改革」の一環として、いわゆる「超勤 4 項目」以外の業務への対応も視野に入れ「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定し、市町村教育委員会に対し公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定を求めている。

こうしたことから、学校における働き方改革を確実に実行するため、国のガイドラインに基づき、本市の市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関し、本方針を定めるものである。

2. 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 2 条に規定する市立小中学校の教育職員を対象とする。

3. 勤務時間等の用語の定義

本方針における各用語の定義は次のとおりとする。

- ①勤務時間（在校等時間）：国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」における「勤務時間」と同義とし、在校時間等に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間、時間外勤務命令に基づくもの以外も含む校外での勤務の時間を加えた時間（ただし、休憩時間及び自己研鑽の時間その他業務外の時間を除く。）
- ②1箇月超過勤務時間：1箇月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間
- ③1年超過勤務時間：1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

4. 勤務時間の上限の目安時間

学校長は、教育職員に対して、1箇月超過勤務時間が45時間、1年超過勤務時間が360時間を超えないようにすること。ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情や災害その他緊急やむを得ない理由により勤務せざるを得ない場合は、下記のとおり取り扱うこととする。

- ① 1年超過勤務時間が720時間を超えないようにすること。この場合においては、1箇月超過勤務時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② 1箇月超過時間が100時間を超えないようにするとともに、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間を超えないようにすること。

5. 1 箇月超過勤務時間等の上限超過時の取扱い

- ① 学校長は、教育職員の超過勤務時間がその上限を超えることが見込まれるときは、これを回避するため、当該教育職員に対する校務分掌の見直し、授業時間数の削減等の対応策を講じるものとする。
- ② 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1 箇月45 時間又は1 年度360 時間を超えたときは、その理由、超過する時間の限度及び当該限度内に超過勤務時間を抑制するための具体策を記載した様式1 又は様式2 により、教育委員会に報告するものとする。
- ③ 学校長は、様式1 において報告する超過勤務時間について、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情や災害その他緊急やむを得ない理由による勤務であると認められるものが含まれる場合は、その旨と通算時間に含まれる当該勤務に係る時間数について記載するものとする。
- ④ 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1 箇月80 時間に達したときは、様式3 により、その旨を直ちに教育委員会に報告するものとする。

6. 長時間勤務教育職員の健康管理

- ① 学校長は、教育職員の健康状態及び子の養育状況等にも十分配慮しなければならない。
- ② 学校長は、教育委員会と連携の上、教育職員の超過勤務時間が、1 箇月で100 時間に達したとき、又は、当月を含む直近2 箇月から6 箇月の平均で1 箇月80 時間を超えるときは、産業医による面接指導を受けさせなければならない。
- ③ 学校長は、教育職員の超過勤務時間が、1 箇月で80 時間に達し

たときは、本人の申し出により、産業医による面接指導を受けさせなければならない。

また、学校長は、本人の申し出がない場合は、本人に対して、産業医による面接指導を受けるように助言するものとする。

7. 留意事項

- ① 教育職員がいきいきと子どもと向き合うためには、教育職員自身が健康で文化的な生活を営むことができる必要があり、全ての校務が勤務時間の中で完結することが基本である。やむを得ない事情により勤務時間を超えて業務を行う場合にあっては、校務の削減・廃止も含めて改善していく必要があること。
- ② 勤務時間の上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。
- ③ 上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは本方針の趣旨に反するものであり、厳に避けること。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和元年10月1日から適用する。

生駒市教育委員会 様

超過勤務時間 4 5 時間超過 報告書

令和 年 月分

学校 校長

1	氏名	超過時間の限度 (通算)	超過理由・業務内容等 特例業務である場合その旨	超過時間の限度内に管理する ための具体的対応策等
		時間 (内特例業務 時間)		

2	氏名	超過時間の限度 (通算)	超過理由・業務内容等 特例業務である場合その旨	超過時間の限度内に管理する ための具体的対応策等
		時間 (内特例業務 時間)		

3	氏名	超過時間の限度 (通算)	超過理由・業務内容等 特例業務である場合その旨	超過時間の限度内に管理する ための具体的対応策等
		時間 (内特例業務 時間)		

4	氏名	超過時間の限度 (通算)	超過理由・業務内容等 特例業務である場合その旨	超過時間の限度内に管理する ための具体的対応策等
		時間 (内特例業務 時間)		

5	氏名	超過時間の限度 (通算)	超過理由・業務内容等 特例業務である場合その旨	超過時間の限度内に管理する ための具体的対応策等
		時間 (内特例業務 時間)		

6	氏名	超過時間の限度 (通算)	超過理由・業務内容等 特例業務である場合その旨	超過時間の限度内に管理する ための具体的対応策等
		時間 (内特例業務 時間)		

- ・原則、限度が 80 時間を超えることはできません。
- ・災害等の特例業務に従事する場合、80 時間を超えることができます。

生駒市教育委員会 様

超過勤務時間 360 時間超過 報告書

学校 校長

氏名	申請日現在の 4月からの累計時間数	超過の原因となった 主たる業務内容	超過することとなっ た理由、今後の対応、 その他
	時間		
翌月以降、年度末までの月別時間外勤務時間の想定と年度計の限度			
月	時間	月	時間
月	時間	月	時間
月	時間	月	時間
			年度計の限度 時間

氏名	申請日現在の 4月からの累計時間数	超過の原因となった 主たる業務内容	超過することとなっ た理由、今後の対応、 その他
	時間		
翌月以降、年度末までの月別時間外勤務時間の想定と年度計の限度			
月	時間	月	時間
月	時間	月	時間
月	時間	月	時間
			年度計の限度 時間

氏名	申請日現在の 4月からの累計時間数	超過の原因となった 主たる業務内容	超過することとなっ た理由、今後の対応、 その他
	時間		
翌月以降、年度末までの月別時間外勤務時間の想定と年度計の限度			
月	時間	月	時間
月	時間	月	時間
月	時間	月	時間
			年度計の限度 時間

- ・原則、限度が720時間を超えることはできません。
- ・様式2により報告した特例業務に従事した場合、720時間を超えることがあります。

生駒市教育委員会 様

超過勤務時間 80時間超過 報告書

令和 年 月分

学校 校長

1	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		
2	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		
3	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		
4	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		
5	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		
6	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		
7	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等	超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等
		時間		